

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

#### 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流 Gメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

#### トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

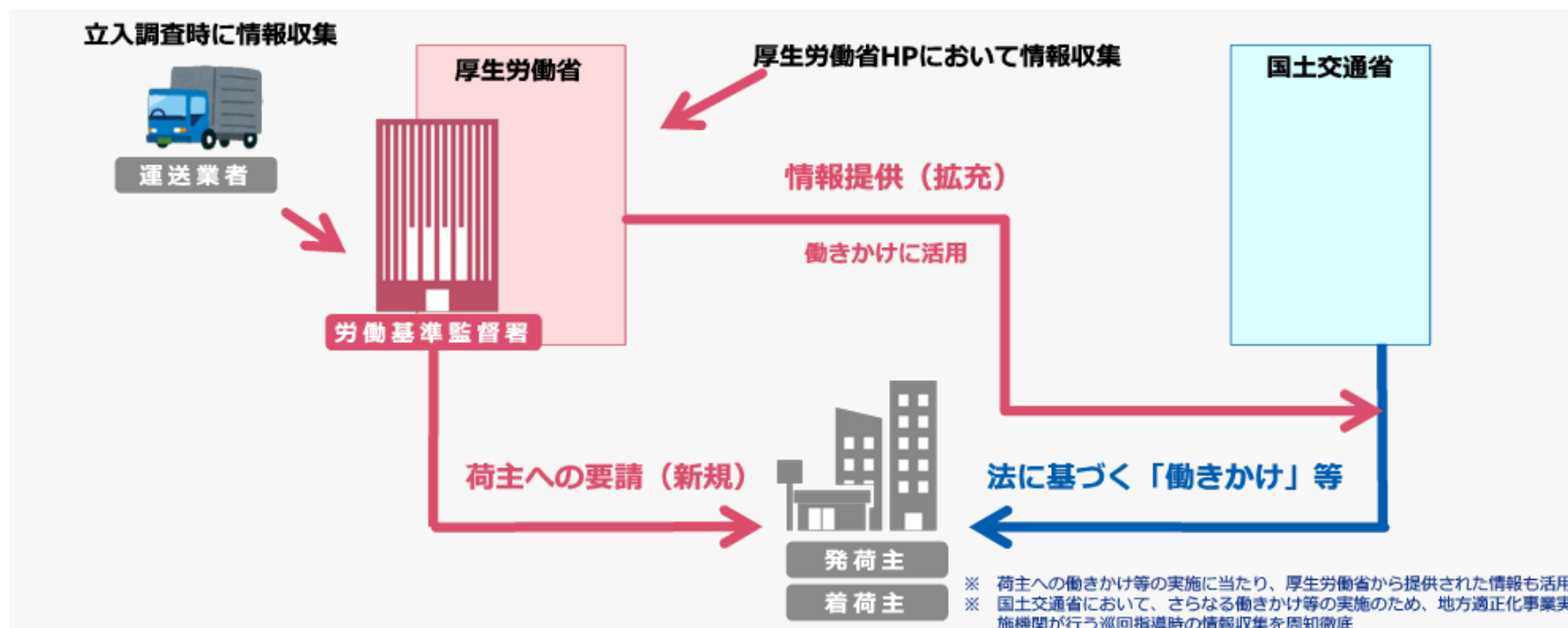
## 労働基準監督署による荷主への要請①

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**  
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和7年6月
実施件数	22,417件

- ▶ 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



## 労働基準監督署による荷主への要請②

- ・賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- ・令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- ・令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

### 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP! 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

# STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

**トラックドライバーの拘束時間の内訳**

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いします。

厚生労働省 総務府情報部・労働基準監督署  
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへお願い

### 1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

**取組例**

- ・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
- ・バレット等の活用（発着荷主共通）
- ・納期リードタイムの確保（着荷主）
- ・運送を考慮した出荷時刻の設定（発着主）など

運送契約を締結するにあたっては、契約は譲渡と同時に、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約のない運賃作業を命じることがないようにしましょう。

労働基準監督署では、トラックドライバーに荷役作業をお願いする機会でも、事前によく話し合ってください。

### 2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間を定めた。

令和5年10月～  
「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年3月に、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。

荷主、元請運送事業者の皆さまも、「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されています。荷待ち・荷役時間を削減しなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2025年問題」に直面しています。

こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多量下請構造の是正等を求める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発着主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき取組について努力義務が新たに課せられます。

また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の運賃交付や運送体別管理費の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

令和6年9月～  
「改正物流法」についても周知

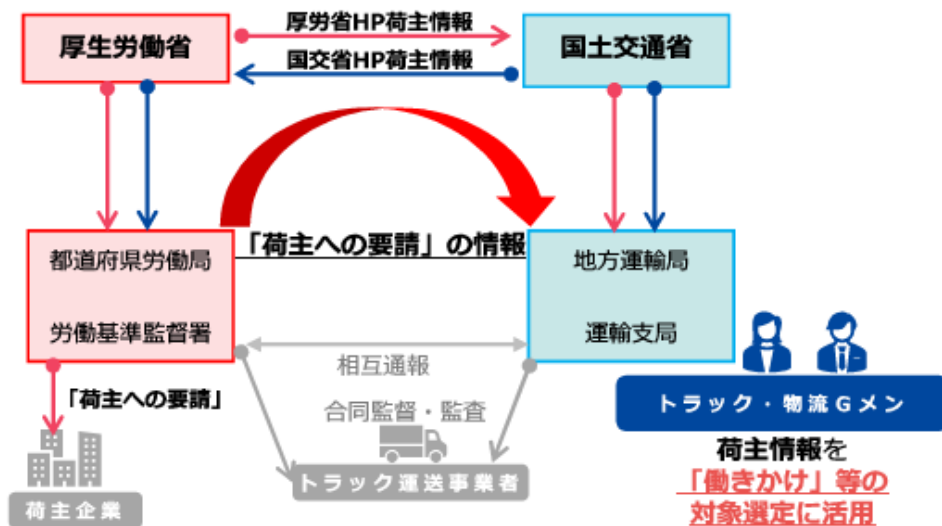
都道府県	電話番号
岩手	019-604-3006
宮城	022-299-0838
秋田	018-862-6682
山形	023-624-8222
福島	024-536-4602
茨城	029-224-6214
栃木	028-634-9115
群馬	027-896-4735
埼玉	048-600-6204
千葉	043-221-2304
東京	03-3512-1612
神奈川	045-211-7351
新潟	025-288-3503
山梨	076-432-2730
山梨	055-225-2853
長野	026-223-0553
岐阜	056-245-8102
静岡	054-254-6352
愛知	052-972-0253
三重	059-226-2106
滋賀	077-522-6649
奈良	075-241-3214
和歌山	06-6949-6490
鳥取	078-367-9151
徳島	0742-32-0264
香川	073-488-1150
高松	0857-29-1703
愛媛	0852-31-1156
山口	083-995-0370
徳島	088-452-9163
香川	087-811-8918
愛媛	089-505-5203
高知	088-885-6022
福岡	092-411-4862
佐賀	0952-32-7169
長崎	095-801-0030
熊本	096-305-3181
大分	097-536-3212
鹿児島	0995-38-8834
沖縄	099-223-8277
沖縄	098-868-4303

(2024.9)

## トラック・物流Gメンへの協力

## ① 荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



## ③ 「標準的な運賃」の周知

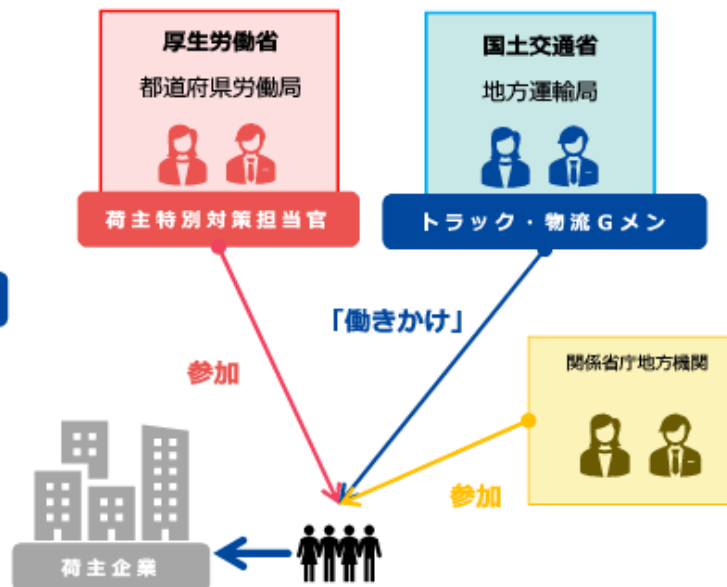
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



## 国土交通省と連携した周知広報（荷主・トラック事業者向け）

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



## 「物流情報局」の掲載内容

## 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

## 関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

## トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト

▲物流情報局  
(荷主向け)▲物流情報局  
(事業者向け)

## 国土交通省と連携した周知広報（国民向け）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

## 【イメージキャラクター】 玉木宏さん（俳優）



## 取引企業・国民向け広報内容

（PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など）

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
（例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など）



## PRイベント（令和7年8月4日開催）

## 主な広報実施事項

- ・全国主要駅にポスターを掲載
- ・電車内ビジョンで広告を放映
- ・取引関係者による取組事例集の作成  
※令和7年9月末まで事例を募集し、事例集の公表は令和8年2月末頃を予定